新潟県立がんセンター新潟病院 医師主導治験における治験審査委員会標準業務手順書 変更一覧

変更箇所	変更前 2021 年 4 月 1 日:第 5 版	変更後 2023 年 4 月 1 日 : 第 6 版	変更理由
書式	「治験の依頼等に係る統一書式について」の改訂について(平成30年7月10	「治験の依頼等に係る統一書式について」の改訂について 厚生労働省通知の	記載整備
	日改訂)の統一書式(医師主導治験)を	最新の統一書式(医師主導治験)を用い	
	用いる。	る。	
第1章 第6条 11	治験審査委員会は、承認済みの治験について、治験期間内の軽微な変更の場合には、迅速審査を行うことができる。迅速審査の対象か否かの判断は委員長が行う。ここでの軽微な変更をは、治験の実施に影響を与えない範囲で、被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性がなく、被験者への危険を増大させない変更を言う。具体的には、治験依頼者の組織・体制の変更、治験の期間が1年を越えない場合の治験契約期間の延長、実施(契約)症例数の追加又は治験分担医師の追加・削	治験審査委員会は、承認済みの治験について、治験期間内の軽微な変更の場合には、迅速審査を行うことができる。迅速審査の対象か否かの判断は委員長が行う。ここでの軽微な変更とは、治験の実施に影響を与えない範囲で、被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性がなく、被験者への危険を増大させない変更を言う。具体的には、治験依頼者の組織・体制の変更、治験の期間が1年を越えない場合の治験契約期間の延長、実施(契約)症例数の追加又は治験分担医師の追加・削	GCP 改正
	除等が該当する。	除等が該当する。ただし、治験実施体制に影響する治験分担医師の削除は 迅速審査の対象とならない。	